



長野県報

6月18日(木)
平成27年
(2015年)
第2683号

目次

規則

長野県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則(会計課)..... 2

告示

事務処理規則に基づく平成27年度において地方事務所に交付の権限を委任する補助金等の指定(行政改革課)..... 5

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課)..... 5

生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等の変更の届出(地域福祉課)..... 5

生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の指定の辞退の届出(地域福祉課)..... 6

生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の休止の届出(地域福祉課)..... 6

生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課)..... 7

生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等の変更の届出(地域福祉課)..... 7

長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域の指定(水大気環境課)..... 8

総合特別区域法施行規則に基づく指定法人の変更の届出(産業立地・経営支援課)..... 8

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課)..... 8

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... 9

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... 9

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための

選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会)..... 9

包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の

事務を補助できる期間(監査委員事務局).....10

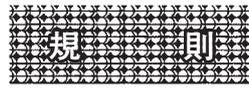
公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課).....10

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課).....10

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課サービス産業振興室).....10

正誤(行政改革課).....11



長野県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年6月18日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第8号

長野県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

長野県警察国有物品管理規則（昭和39年長野県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「備品」を「重要物品及び備品」に改める。

様式第7号を次のように改める。

(様式第7号) (第11条関係)

物 品 使 用 書

使用職員印

No.	分 類	品 目 ・ 規 格 等	年 月 日	使 用 職 員

様式第8号を次のように改める。

(様式第8号)(第11条、第20条関係)

物 品 供 用 簿 (重要物品及び備品)							
分類Ⅰ		分類Ⅱ		細分類		品 目 (単位)	
年 月 日	摘 要	異 動 数 量		現 在 高			備 考
		増	減	供 用	保 管	計	

(備考) 1 物品の分類及び細分類並びに品目別に別葉とする。
 2 年月日欄及び摘要欄の記載は、物品出納簿(重要物品及び備品)に準ずる。

物 品 供 用 簿 (消耗品)						
分類Ⅰ		分類Ⅱ		品 目 (単位)		
年 月 日	摘 要	増	減	受 領 印	現 在 高	

(備考) 記載方法は、物品供用簿(重要物品及び備品)に準ずる。

「
 様式第13号中 物品出納簿(備品) を
 分類Ⅰ 分類Ⅱ
 」

「
 物品出納簿(重要物品及び備品)
 分類Ⅰ 分類Ⅱ 細分類 に、「品目別」を「細分類並びに品目別」
 」

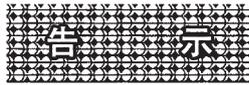
「4 供用内訳欄は、供用課署等名を記入する。
 に、5 毎葉の余白がなくなった場合には、当該葉及び次葉の摘要欄に「繰越し」と記入して繰越しを 「4 供用内訳欄は、供用
 するものとする。」
 課署等名を記入する。」に、「物品出納簿(備品)に」を「物品出納簿(重要物品及び備品)に」に改める。

様式第14号中「引 継 書」を「引 継 書 年 月 日作成」に改
 める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会 計 課



長野県告示第305号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の規定に基づき、平成27年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け23農技第128号農政部長通知)の規定に基づく環境保全型農業直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払推進交付金

行政改革課

長野県告示第306号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
医療法人 伊勢宮胃腸外科	長野市伊勢宮一丁目23番1号	平成30年6月25日

医療推進課

長野県告示第307号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部 守一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センター あづみ病院	長野県北安曇郡池田町大字池田3207番地1	長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センター あづみ病院	長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院	平成27年4月1日